

## 宮津与謝消費生活センターの運営に関する協定書

宮津市、伊根町及び与謝野町（以下「関係市町」という。）は、伊根町と宮津市との間の消費生活相談等に係る事務の委託に関する規約及び与謝野町と宮津市との間の消費生活相談等に係る委託に関する規約（以下これらを「規約」という。）第 2 条第 2 項に規定する消費生活センターの運営について、次のとおり協定を締結する。

（センターの設置）

第 1 条 宮津市は、規約第 2 条第 2 項の規定に基づき、宮津市字柳縄手 345 番地の 1（宮津市役所内）に、宮津与謝（MIYAZUYOZA）消費生活センター（以下「センター」という。）を設置する。

（相談員の雇用）

第 2 条 宮津市は、規約第 1 条に規定する委託事務（以下「委託事務」という。）を行うため、消費者安全法施行規則（平成 21 年内閣府令第 48 号）第 7 条に規定する相談員（以下「相談員」という。）を雇用する。

（相談員の事務）

第 3 条 相談員が行う委託事務は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 8 条第 2 項第 1 号及び同条同項第 2 号に規定する事務並びに関係市町からの要請に応じた普及啓発に係る講師のあっせん（相談員が講師になる場合も含む）、指導及び助言に係る事務とする。

2 相談員は、毎週月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで、センター又は伊根町内の施設、与謝野町内の施設において、委託事務を行うものとする。

3 前項中、伊根町内の施設においては、毎週火曜日の午後 1 時 30 分から午後 4 時まで、与謝野町内の施設においては、毎週月曜日及び木曜日の午後 1 時 30 分から午後 4 時まで、委託事務を行うものとする。

4 相談員は、センター又は関係市町のいずれの場所においても関係市町の住民の委託事務を行うものとする。

(経費の負担等)

第4条 センターの運営に要する経費に係る関係市町の負担金の額は、別途「宮津与謝消費生活センターの運営に関する年度協定書」に定めるものとする。

2 センターの運営に要する経費に係る特定財源の申請事務及び交付金の受理等は、宮津市が行うものとする。

(報告)

第5条 センターは、関係市町に月毎の消費生活相談等の実績を報告するものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の6ヶ月前までに関係市町から何らの意思表示がないときは、この協定は、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の条項について疑義が生じたときは、関係市町が協議してこれを定める。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、関係市町記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年4月1日

宮津市字柳縄手 345 番地の1

宮津市長 井上正嗣

与謝郡伊根町字日出 651 番地

伊根町長 吉本秀樹

与謝郡与謝野町字岩滝 1798 番地1

与謝野町長 太田貴美